

介護予防・日常生活支援総合事業  
通所型サービス事業所の指定について

---

# 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所の指定について

## 【通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）】

### 1. 新規指定申請の概要

所在地	境港市外江町 3036
事業所の名称	スポーツデイトレパーク
事業主体	Arco-Iris 合同会社
サービス種別	介護予防通所介護相当サービス
指定予定年月日	令和3年4月1日 → 5月8日に変更

### 2. 人員基準

- (1) 介護職員 … 非常勤・専従1人、常勤・兼務（生活相談員）1人、  
非常勤・兼務（生活相談員）1人配置

単位ごとに通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置すること。

- (2) 看護職員 … 非常勤・兼務（機能訓練指導員）2人配置

通所介護相当サービスの単位ごとに、専らそのサービスの提供に当たる者1人以上配置すること。

- (3) 生活相談員 … 常勤・兼務（介護職員）で1人、非常勤・兼務（介護職員）1人  
配置

生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上配置すること。生活相談員または介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- (4) 機能訓練指導員 … 非常勤・兼務（看護職員）で2人配置

1以上配置すること。

(5) 管理者 … 常勤・兼務（同一敷地内他事業所管理者）で1人配置

原則専らその職務に従事する常勤の者1人を配置すること。

※当該通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3. 設備基準

設備概要

設 備		基準概要
食堂及び機能訓練室（面積）	1 (49.93 m <sup>2</sup> )	それぞれ必要な広さを有すること。（支障がない場合は同一の場所とすることも可） 合計した面積が、3 m <sup>2</sup> に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 (3 m <sup>2</sup> × 12人 = 36 m <sup>2</sup> )
静養室	1	ベッド1台
相談室	1	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
事務室	1	

4. 本市の事業所指定状況

■介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所

(令和3年2月1日現在)

サービス種類	サービス提供事業所			
		境港市	米子市	松江市
通所型サービス	18	7	10	1